法第６条（確認申請）第１項の区分、添付図書、手数料

大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の確認申請手数料等

大規模の修繕又は大規模の模様替の行われる建築物の確認申請手数料等の額の根拠となる床面積の合計とは、当該大規模の修繕、大規模の模様替の行われる建築物（棟別）の床面積の合計とし、その１／２に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。

また、用途変更をする場合は、用途変更する部分の床面積の合計の１／２に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。